

はじめに

鳥取県教育委員会では、平成 24 年度に鳥取県のめざす幼児の姿を「遊びきる子ども」とした「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」を策定し、幼児教育の充実に向けた取組を推進してきました。そして、このたび、「鳥取県教育振興基本計画」の改訂の趣旨を踏まえ、今後の本県幼児教育の方向性や取組を示す「鳥取県幼児教育振興プログラム（第 2 次改訂版）」を策定しました。



近年、子どもたちや保護者を取り巻く社会環境の変化とともに、人間関係の希薄化、SNS 等によるコミュニケーションの多様化により、家庭教育の困難さが懸念されています。また、保護者が孤立したり、子どもへの接し方に自信を失っている保護者が増加したりしている現状もあります。乳幼児においても、外遊びや直接体験の機会の不足、基本的な生活習慣の自立の遅れなどの傾向が見られます。幼い頃から、家庭や地域とともに、生命を尊重する心、思いやりなど豊かな人間性や主体的に物事を判断し、行動する力を育成することが重要な課題であることを改めて感じています。

こうした中、平成 29 年 3 月に、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等が改訂（定）され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や「幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化」などが、すべての幼児教育・保育施設に共通して示され、新小学校学習指導要領においても、幼児教育と小学校教育間の円滑な接続の重要性が総則等に盛り込まれたところです。また、子ども・子育て支援新制度及び幼児教育・保育の無償化により、幼稚園・認定こども園・保育所等において、生きる力の基礎となる質の高い幼児教育が求められています。

今、幼児教育の重要性が一層注目されています。本プログラムは、鳥取県の幼児教育はどうあるべきかを明確にし、今後の幼児教育の指針として提案するものであり、各市町村及び幼児教育関係者において、広く共有し、協力しながら幼児教育の振興に積極的に活用されることを望んでいます。

本プログラム策定のために真摯に御協議いただいた「鳥取県幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」検討委員並びにアドバイザーの皆様をはじめ、貴重な御意見を寄せていただいた県民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和元年 1 1 月

鳥取県教育委員会教育長

山 本 仁 志

目次

- 「遊びきる子ども」をめざして・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）の全体像・・・・・・・・・・ 2

第Ⅰ章 改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第Ⅱ章 鳥取県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第Ⅲ章 めざす子どもの姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 1 遊びきる子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 遊びの中の学び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 育ちと学びの連続性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第Ⅳ章 推進の柱と基本方針及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第Ⅳ章の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 1 幼児教育の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (2) 幼児教育における環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (3) 特別な配慮を必要とする子どもへの教育の充実・・・・・・・・・・ 35

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針改訂（定）内容 (P22～24)	「遊びきる子ども」を育むために「学びの基礎づくり」「豊かな人間性の醸成」「健康な体づくり」と具体的な取組 (P27～29)	「合理的配慮」と「基礎的環境整備」 (P36)
---	--	----------------------------

2 保育者の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

- (1) 研修体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (2) 研修内容の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

鳥取県保育士等キャリアアップ研修 (P46)	園内研修の充実 ～全職員でつくり上げる研究の取組例～ (P50)
---------------------------	--

3 小学校教育との連携・接続推進 53

- (1) 連携・交流の体制づくり 55
- (2) つながりを意識した教育・保育内容の充実 59

子どもの育ちと学びをつなぐための「3つの『つなぐ』」 (P56)	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について (P60)	接続カリキュラムを編成する際のポイント (P60)
-------------------------------------	----------------------------------	------------------------------

4 子育て・親育ち支援の充実 63

- (1) 「親と子の育ちの場」の充実 65
- (2) 子育て支援体制の充実 71
- (3) 地域における園のセンター的機能の整備 75

「とっとり子育て親育ちプログラム」 (P66)	子どもと向き合う4つのポイント (P68)	児童虐待への早期対応と連携 (P72)
----------------------------	--------------------------	------------------------

5 地域とともにある幼児教育の推進 77

- (1) 幼児教育・保育施設と関係組織の連携 79
- (2) 地域とともにある園づくりの推進 85

「とっとり自然保育認証制度」 (P86)	ふるさとキャリア教育の推進について (P86)	これからの園・学校と地域のめざすべき連携・協働の姿 (P88)
-------------------------	----------------------------	------------------------------------

第V章 鳥取県幼児教育センターの役割と活用 89

1 主な業務内容 89

2 主な支援 89

資料編 92

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 93
- (2) ふるさとキャリア教育に関する系統的な取組の推進について 95
- (3) 幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会名簿 96
- (4) 情報提供いただいた幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等 97

鳥取県教育振興基本計画 ～未来を拓く教育プラン～

自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり

自他の価値を尊重することができ、夢や目標、学びに向かう意欲を持って生きる
「自己肯定感」を育む

鳥取県幼児教育センター、市町村、園の連携・協力による発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育の推進

<鳥取県教育振興基本計画 2(6)>

めざす幼児の姿 遊びきる子ども



学びの基礎

豊かな人間性

健康な体

鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版） ～遊びを通した育ちと学びを未来へつなぐ～

《推進の柱》

《基本方針》

1 幼児教育の質の向上

- ・幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開
- ・幼児教育における環境の充実
- ・特別な配慮を必要とする子どもへの教育の充実

2 保育者の資質向上

- ・研修体制の整備
- ・研修内容の充実

3 小学校教育との連携・接続推進

- ・連携・交流の体制づくり
- ・つながりを意識した教育・保育内容の充実

4 子育て・親育ち支援の充実

- ・「親と子の育ちの場」の充実
- ・子育て支援体制の充実
- ・地域における園のセンター的機能の整備

5 地域とともにある幼児教育の推進

- ・幼児教育・保育施設と関係組織の連携
- ・地域とともにある園づくりの推進



- ・子ども同士で遊び、葛藤しながら成長する機会の減少
- ・身近な自然や遊び場の減少
- ・外遊びや直接体験の不足

- ・少子・高齢化の進行
- ・共働き家庭の増加
- ・核家族化等家族形態の変化
- ・地域のつながりの希薄化の進行
- ・児童虐待の相談対応の低年齢化
- ・外国人材の受入れ制度の開始

乳幼児を 取り巻く 社会状況

- ・情報化社会の進行
- ・AI(人工知能)の進化・育児情報の氾濫
- ・スマホ等 ICT 機器使用の低年齢化

- ・子ども・子育て支援新制度
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・幼児教育施設の多様化

鳥取県の特徴

- ・女性就業率が高い
- ・保育所入所児の割合が高い
- ・長期間、長時間保育の子どもが多い
- ・0、1歳児の入所希望が多い

【鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）の全体像】

本県がめざす幼児の姿「遊びきる子ども」の育成に向けて、以下の5つの推進の柱に基づき、基本方針と目標を設定しました。県・県教育委員会と県内全ての幼稚園・認定こども園・保育所等、市町村及び設置者、小学校等が各々取り組むことを具体的に示しています。

めざす幼児の姿 遊びきる子ども

1 幼児教育の質の向上

質の高い幼児教育

- 基本方針（1）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開**
- 目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進
 - 目標② 教育・保育内容の充実
 - 目標③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進
- 基本方針（2）幼児教育における環境の充実**
- 目標① 幼児教育における環境の改善・整備
- 基本方針（3）特別な配慮を必要とする子どもへの教育の充実**
- 目標① 支援体制の整備・充実
 - 目標② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

2 保育者の資質向上

専門性の向上

- 基本方針（1）研修体制の整備**
- 目標① 体系的な研修計画の整備
 - 目標② 計画的・組織的な研修の推進
- 基本方針（2）研修内容の充実**
- 目標① 専門性の向上のための研修の充実
 - 目標② 幼保多様化に向けた研修の充実

3 小学校教育との連携・接続推進

教育・保育の相互理解

- 基本方針（1）連携・交流の体制づくり**
- 目標① 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実 ～組織をつなぐ～
 - 目標② 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教職員等の連携・交流の推進 ～人をつなぐ～
- 基本方針（2）つながりを意識した教育・保育内容の充実**
- 目標① 接続カリキュラムの編成 ～教育をつなぐ～
 - 目標② 地域における連携体制の整備 ～組織をつなぐ～

4 子育て・親育ち支援の充実

家庭教育を支える

- 基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実**
- 目標① 多様な場を活用した交流機会の提供
 - 目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
 - 目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援
- 基本方針（2）子育て支援体制の充実**
- 目標① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実
 - 目標② 家庭や地域における子育て支援体制の充実
- 基本方針（3）地域における園のセンター的機能の整備**
- 目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

5 地域とともにある幼児教育の推進

関係機関がつながる

- 基本方針（1）幼児教育・保育施設と関係組織の連携**
- 目標① 連携体制の整備
 - 目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定
 - 目標③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進
- 基本方針（2）地域とともにある園づくりの推進**
- 目標① 地域資源の活用
 - 目標② 子どもを支える地域づくり

これからの幼児教育の指針



【キーワード】

「遊びきる子ども」の育成に向けて5つの柱にはキーワードを設けています。例えば、推進の柱1では、「質の高い幼児教育」を通して、「遊びきる子ども」を育てます。